

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(記入イメージ)

(環境省27―⑮)

施策名	4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進							担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	リサイクル推進室長
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。							政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進		
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。							目標設定の考え方・根拠	各リサイクル法、施行令、省令、施行規則、基本方針	政策評価実施予定時期	平成28年6月
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度			目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	-	-	「別紙のとおり」							第7期市町村分別収集計画(平成26年)における分別収集見込量に基づき設定	
2 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%)及び特定家庭用機器廃棄物の回収率(%)	-	-	「別紙のとおり」							特定家庭用機器再商品化法施行令に基づき設定	
3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	-	-	「別紙のとおり」							食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(平成27年7月策定予定)に基づき設定	
4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材、%)	-	-	「別紙のとおり」							「建設リサイクル推進計画2014」に基づき設定 (特定建設資材の再資源化等実施率のうち、建設発生木材について「建設リサイクル推進計画2014」の目標値を達成していないため)	
5 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%)	-	-	「別紙のとおり」							パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令に基づき設定	
6 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(ASR)及びガス発生器(エアバッグ類:AB)の再資源化率(%)	-	-	「別紙のとおり」							使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定	
7 小型家電リサイクル法における使用済電気電子機器等の回収量[万トン]	-	-	「別紙のとおり」							使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定	
8 (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]	-	-	「別紙のとおり」							第7期市町村分別収集計画(平成26年)における分別収集見込量に基づき設定	

9	(間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体人口(全人口に対する割合)[万人(%)]	-	-	「別紙のとおり」			使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定		
10	一般廃棄物(ごみ)のリサイクル率((直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷(ごみの総処理量+集団回収量))[%]	-	-	「別紙のとおり」			第三次循環型社会形成推進基本計画に基づき設定		
11	ペットボトルからペットボトルにリサイクルされた製品の量[億本]	-	-	「別紙のとおり」			第三次循環型社会形成推進基本計画に基づき設定		
12	容器包装プラスチックを原材料とした高品質な再生材が用いられた日用品や電気電子製品等として実用化された製品の品目数[個]	-	-	「別紙のとおり」			第三次循環型社会形成推進基本計画に基づき設定		
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額 27年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
		24年度	25年度	26年度					
(1)	容器包装リサイクル推進事業費(平成18年度)	55 (50)	54 (52)	61 (64)	90 (-)	1.8	＜達成手段の概要＞ 容器包装リサイクル法の円滑な運用や高度化のために必要な調査検討、普及啓発等を行う。 ＜達成手段の目標(27年度)＞ 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(及び参加市町村数)を増加させる。 ＜施設の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 容器包装リサイクル法の適正な運用を通じて市町村の適切な事務の遂行・住民の参加意識の向上等を促進することにより、分別収集量(及び参加市町村数)の増加に寄与する。	152	
(2)	家電リサイクル推進事業費(平成19年度)	8 (15)	14 (32)	36 (40)	39 (-)	2	＜達成手段の概要＞ 家電リサイクル法の高度化及び適正な施行に資する調査検討等を行う。 ＜達成手段の目標(26年度)＞ 特定家庭用機器の再商品化率を向上させる。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 家電リサイクル法の高度化および適正施行を推進することで、特定家庭用機器の再商品化率の向上に寄与する。	153	
(3)	資源の有効利用促進に係る適正化事業費(平成19年度)	5 (5)	2 (2)	2 (2)	2 (-)	5	＜達成手段の概要＞ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品の回収率・再資源化率の更なる向上等のための調査検討等を行う。 ＜達成手段の目標(26年度)＞ パソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率を向上させる。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 指定再資源化製品に関する法の施行状況の把握及び製造事業者等による適正な回収・リサイクルの確保等により、再資源化率の向上に寄与する。	154	
(4)	食品リサイクル推進事業費(平成19年度)	6 (1)	9 (7)	9 (9)	31 (-)	3	＜達成手段の概要＞ 食品リサイクル法の円滑な施行のための調査検討や、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進するための事業を行う。 ＜達成手段の目標(27年度)＞ 食品循環資源の再生利用等実施率を向上させる。 ＜施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容＞ 食品リサイクル法の円滑な施行を図り、また、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進することにより、再生利用等実施率の向上に寄与する。	155	

(5)	建設事リサイクル推進事業費(平成19年度)	5 (4)	4 (3)	3 (5)	3 (-)	4	<達成手段の概要> 適切な分別解体による再資源化方策の検討を行う。 <達成手段の目標(27年度)> 特定建設資材の再資源化等率を向上させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 建設リサイクル法の円滑な施行を図ることにより、特定建設資材の再資源化等の実施率の向上に寄与する。	156
(6)	自動車リサイクル推進事業費(平成22年度)	9 (22)	7 (6)	16 (27)	21 (-)	6	<達成手段の概要> 自動車リサイクル法の円滑な施行や高度化を図るための調査検討等を行う。 <達成手段の目標(27年度)> 自動車破砕残さやガス発生器の再資源化率を向上させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自動車リサイクル法の円滑な施行及び高度化を図り、再資源化率の向上に寄与する。	157
(7)	使用済小型電気電子機器リサイクル推進事業費(平成25年度)	739 (189)	950 (810)	801 (826)	300 (-)	7,9	<達成手段の概要> 小型家電リサイクル法の施行を受けて、使用済小型電子機器等の回収等を行う実証事業等を実施する。 <達成手段の目標(27年度)> 使用済小型電子機器等の回収量(及び制度への参加市町村数)を向上させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 小型家電リサイクル法の円滑な施行を図り、回収量(及び制度への参加市町村数)の向上に寄与する。	158
(8)	我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)	-	-	-	-	10,11,12	<達成手段の概要> 未利用資源の有効利用技術を有する民間企業が次世代の循環産業として技術やネットワーク構築を踏まえて国内外に展開できるよう、ビジネスモデルの構築を支援する。 <達成手段の目標(平成27年度)> 一般廃棄物のリサイクル率を向上させるとともに、容器包装プラスチックの分別収集参加市町村数を増加させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国の循環型産業のビジネスモデル構築に寄与する。	150 【再掲】
施策の予算額・執行額		820 (295)	1040 (912)	716 (1005)	486	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現(食品リサイクル推進事業)	

指標

測定指標

1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トン]
 ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装
- 2-1. 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%]
 ア. 家庭用エアコン イ. ブラウン管式テレビ ウ. 液晶・プラズマテレビ エ. 冷蔵庫・冷凍庫
 オ. 洗濯機・衣類乾燥機
- 2-2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%]
3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]
 ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業
4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材: %)
5. 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%]
 (※処理された廃棄物の重量に対する再資源化量の割合)
 ア. デスクトップパソコン イ. ノートブックパソコン ウ. ブラウン管式表示装置
 エ. 液晶式表示装置 オ. ニカド電池 カ. ニッケル水素電池 キ. リチウムイオン電池
 ク. 小形制御弁式鉛蓄電池
5. 自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%]
 ア. 自動車破碎残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類)
7. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン]
8. (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)]
 ア. 無色のガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装
9. (間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体人口(全人口に対する割合)[万人(%)]
10. 一般廃棄物(ごみ)のリサイクル率((直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷(ごみの総処理量+集団回収量))[%]
11. ペットボトルからペットボトルにリサイクルされた製品の量[億本]
12. 容器包装プラスチックを原材料とした高品質な再生材が用いられた日用品や電気電子製品等として実用化された製品の品目数[個]

年度ごとの目標値		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	目標年度	目標値
指標1	ア	814 ----- 786	810 ----- 798	807 ----- —	781 ----- —	779 ----- —	777 ----- —	775 ----- —	30年度	775 (計画値)
	イ	130 ----- 89	133 ----- 90	132 ----- —	136 ----- —	136 ----- —	138 ----- —	139 ----- —		139 (計画値)
	ウ	305 ----- 299	306 ----- 302	305 ----- —	305 ----- —	306 ----- —	306 ----- —	308 ----- —		308 (計画値)
	エ	818	846	759	763	770	774	775		775

		727	734	—						(計画値)
指標2-1	ア	70 91	70 91	70 92	80	80	80	80	各年度	80
	イ	55 82	55 79	55 75	55	55	55	55		55
	ウ	50 87	50 89	50 89	74	74	74	74		74
	エ	60 80	60 80	60 80	70	70	70	70		70
	オ	65 86	65 88	65 88	82	82	82	82		82
指標2-2	—	— —	— —	— 調査中	—	—	—	— 56	30年度	56
指標3	ア	85 95	85 95	85	95	95	95	95	平成27年度～ 平成31年度	95
	イ	70 58	70 58	70	70	70	70	70		70
	ウ	45 45	45 45	45	55	55	55	55		55
	エ	40 24	40 25	40	50	50	50	50		50
指標4	—	— 89.2	— —	—	—	—	—	— 95	30年度	95
指標5	ア	50 77.8	50 78.4	50 —	50	50	50	50	各年度	50
	イ	20 59.4	20 59.3	20 —	20	20	20	20		20
	ウ	55 71.6	55 70.9	55 —	55	55	55	55		55
	エ	55 72.6	55 74.3	55 —	55	55	55	55		55
	オ	60 72.6	60 72.2	60 —	60	60	60	60		60
	カ	55 76.6	55 76.6	55 —	55	55	55	55		55
	キ	30 61.1	30 60.5	30 —	30	30	30	30		30
	ク	50	50	50	50	50	50	50		50

	ノ	50	50	—						50
指標6	ア	50 93～96.8	50 96.0～97.7	50 —	70	70	70	70	各年度	50(～26年度) 70(27年度～)
	イ	85 93.3～94.8	85 93.7～94.6	85 —	85	85	85	85		85
指標7	—	— —	— 2.4	— 調査中	14	—	—	—	27年度	14
指標8	ア	1,709 (97.7%) 1,635	1,714 (97.9%) 1,634	1,658 (95.2%) —	1658 (95.2%)	1659 (95.2%)	1660 (95.3%)	1668 (95.3%)	30年度	1,668 (96.8%) (計画値)
	イ	886 (50.6%) 612	897 (51.3%) 644	842 (48.4%) —	844 (48.5%)	855 (49.1%)	858 (49.3%)	867 (49.8%)		867 (49.8%) (計画値)
	ウ	1,722 (98.4%) 1,696	1,724 (98.5%) 1,702	1,683 (96.7%) —	1,683 (96.6%)	1,683 (96.6%)	1,684 (96.7%)	1689 (97.0%)		1,689 (97.0%) (計画値)
	エ	1,386 (79.2%) 1,307	1,396 (79.8%) 1,312	1,367 (78.5%) —	1,371 (78.7%)	1,379 (79.2%)	1,382 (79.3%)	1390 (79.8%)		1,390 (79.8%) (計画値)
指標9	—	— —	— 8,100 (64.8)	— 調査中	10,000 (80)	—	—	—	27年度	10,000 (80)
指標10	—	26 20.4	26 調査中	26 調査中	26	26	26	—	各年度	26
指標11	—	— —	6 6	7 調査中	—	—	—	9	各年度	9
指標12	—	— —	2 1	4 4	—	—	—	8	各年度	8